

条 項

第1条 乙は、この契約により生ずる権利または義務を、甲の承認を得ないで第三者に譲渡または継承させてはならないものとする。

第2条 乙は、この契約を履行することについて、売買契約上必要な慣行に属する事項またはこの契約に関して疑義が生じた場合は、甲の指示に従うものとする。

第3条

1 乙は、契約保証金を免除される場合を除き、契約保証金（入札額に消費税額を加算した額の100分の10以上に相当する金額）を契約締結日までに納付しなければならない。

2 乙が代金を納入しない場合、契約保証金は国庫に帰属する。

第4条

1 乙は、契約書に定める代金について、契約日から起算して20日以内に甲の指定する方法により納入しなければならない。

2 前条の契約保証金のうち、現金をもって納付されたものについては、代金に充当されるものとする。

3 乙は、納付期限までに甲に代金の全部又は一部を納付できないときは、その未納分（前項の場合は契約保証金相当額を含む）に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数（以下「遅延日数」という。）に応じ、国の債権管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を延滞金として甲に納付しなければならない。

4 前項により代金及び延滞金を納付した場合においては、延滞金から順序に充当するものとする。

第5条

1 甲は、乙から代金が納付された日から15日以内（休日及び祝日を含む）に当該物品を引渡すものとする。

2 引渡しは、物件所在場所において行い、当該物件の運搬手配および運搬については、乙の責任で行うこととし、その諸経費は乙の負担とする。

3 引渡し後に発生・判明した事由については、甲は一切の責任を負わないものとする。

第6条

1 乙は、引渡し後直ちに名義変更及び車体の模様・名称等の消去を行うものとし、この費用等は乙が負担するものとする。

2 引渡し後は直ちに所有者変更手続きを行い、継続使用する場合は使用者を変更した「自動車検査証」の写しを、廃車する場合は「一時抹消登録証明書」の写しを甲に提出すること。

3 乙は、乙の責において当該物件の国有林関係に係る特殊塗装等（文字及びマーク等）を剥離又は上塗り等処理のうえ、処理後の写真を第6条2の書類とともに速やかに甲へ提出するものとする。

第7条 乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他の隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

第8条

1 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部または一部を解除することができる。この場合、乙は、違約金として当該解除にかかわり100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(1) 乙が契約上の義務を履行せず、または履行する見込みがないと甲が認めたとき。

(2) この契約に関し、乙が不正行為をなしたと甲が認めるとき。

(3) 乙が、天災、その他不可抗力によらず契約の解除を申し出たとき。

2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定とは解釈しない。

第9条 前条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害があるときには、甲は乙に対しその賠償を請求することができる。

第10条

1 甲が第8条の規定により本契約を解除したときは、乙は甲の指示する期日までに、乙の負担において売買物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。

ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき、この限りではない。

2 乙は、前項の規定により売買物件を売主に返還するときは、甲の指示する期日までに、甲の指示する売買物件の所有権移転手続きに必要な書類を甲に提出しなければならない。

第11条

1 乙が第10条各項に基づき原状回復等を行った場合は、甲は代金を返還しなければならない。

ただし、第8条の違約金及び第9条の損害賠償を代金に相殺し、返還することができる。

2 甲は、前項により乙に対する返還金があるときは、これに利息を付さない。

第12条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じ甲、乙協議のうえ定めるものとする。

第13条

1 この契約について紛争を生じた場合は、第三者の調停により解決するものとする。

2 前項に規定する第三者については、甲、乙協議のうえ選定することとする。